

平成28年12月1日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

高病原性鳥インフルエンザ（H5亜型）が疑われる事例の発生について

標記について、大阪府より連絡がありました。

今般、農林水産省より、青森県の農場において高病原性鳥インフルエンザ（H5亜型）が疑われる事例が発生した旨の発表があり、このことから、従前の通知等に基づいた、鳥インフルエンザの人への感染防止のための対応を改めて確認するとともに、医療機関において鳥インフルエンザを疑う患者を診察した場合は、保健所に連絡していただくことを周知する内容となっております。

つきましては貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下会員医療機関への周知方ご高配賜わりますようお願い申し上げます。

【参 考】

大阪府ホームページ「医療機関の方へ各種通知等（感染症法関係）」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/chikikansen/kansen/iryoukikannhenotuuti.html>

「国内の鳥類における鳥インフルエンザ（H5N1）発生時の調査等について」
(平成18年12月27日付け健感発第1227003号)

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou02/01-13_061227.html

「鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の実施等について」
(平成18年11月22日付け健感発第1122001号)

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou02/01-14_061122.html

大阪府医師会地域医療1課（担当：加藤） TEL:06-6763-7012

事 務 連 絡
平成 28 年 11 月 28 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）感染症担当課 御中

厚生労働省健康局
結核感染症課

高病原性鳥インフルエンザ（H5 亜型）が疑われる事例の発生について
（情報提供）

今般、農林水産省より、別添のとおり、青森県青森市の農場において高病原性鳥インフルエンザ（H5 亜型）が疑われる事例が発生した旨の発表がありましたので、取り急ぎ情報提供します。

なお、引き続き、鳥インフルエンザの人への感染防止のため、「国内の鳥類における鳥インフルエンザ（H5N1）発生時の調査等について」（平成 18 年 12 月 27 日付け健感発第 1227003 号）に基づいた対応をお願いするとともに、「鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の実施等について」（平成 18 年 11 月 22 日付け健感発第 1122001 号）に基づき、医療機関において鳥インフルエンザを疑う患者を診察した場合は、保健所に連絡されるよう改めて周知をお願いします。

別添：農林水産省による公表資料

参考：

「国内の鳥類における鳥インフルエンザ（H5N1）発生時の調査等について」
（平成 18 年 12 月 27 日付け健感発第 1227003 号）

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou02/01-13_061227.html

「鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の実施等について」
（平成 18 年 11 月 22 日付け健感発第 1122001 号）

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou02/01-14_061122.html

青森県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

青森県における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例については、遺伝子検査の結果、H5亜型であり、本日、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確認されました。あわせて、別添のとおり、総理指示がありましたのでお知らせいたします。

1. 概要

青森県における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例については、遺伝子検査の結果、H5亜型であり、本日、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確認されました。今後、NA亜型について国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門において検査を実施します。

2. その他

- (1) 当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。
- (2) なお、我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
- (3) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- (4) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。

<添付資料>

- ・総理指示(PDF : 51KB)

【お問合せ先】

消費・安全局動物衛生課
担当者：横澤、鈴木
代表：03-3502-8111（内線4581）
ダイヤルイン：03-3502-5994
FAX：03-3502-3385

(鳥インフルエンザ事案)

総理指示

- 現場の情報をしっかり収集すること。
- 農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。